

南関東ブロック会議(平成29年10月27日・千葉県:京成ホテルミラマーレ)

参加者は約200名。初めの南関東ブロック大会開会にあたり、鳥居高之一般社団法人千葉県専修学校各種学校協会(以下千葉専各)副会長の司会のもと、矢部明千葉専各副会長が開会の挨拶を述べた。続いて市原啓千葉専各会長および岡本比呂志ブロック長の後に小林光俊会長が挨拶を述べ、来賓挨拶の後に文部科学省報告に移った。

文部科学省報告では、廣野宏正文部科学省専修学校教育振興室室長が行政報告として、配布資料に基づき、専修学校の振興施策として、平成29年3月に公表された、これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)のポイント、また平成30年度については概算要求事項を説明。その他、奨学金や修学支援、税制改正に関する説明も併せて行った。

文部科学省報告に続いては、全専各連事務局より全専各連の運動方針およびこれまでの活動経過等について報告が行われた。まずブロック会議の直前に開催された第48回衆議院議員解散総選挙への協力について謝辞を述べ、関連する自民党専修学校等振興議員連盟の活動として、専門職大学の制度化と専修学校各種学校の振興策にまつわる要望書の内容を解説した。

全専各連活動状況報告後、各都県行政報告が行われ、専修学校各種学校毎の分野別設置状況と生徒数が前年比とあわせて報告され、専修学校各種学校に対する振興策について意義と額が報告された。各都県の前年度協会活動報告については記載された資料について解説を割愛する形で紹介がなされた。

小憩を挟み、まず塩原誠志文部科学省高等教育局主任大学改革官が「専門職大学制度についての説明」を題として講演を行った。手持ち資料を交えながら専門職大学・専門職短期大学制度の概要について省令・設置基準案等の順番に沿って説明。設置基準案における、授業科目や学生数、校地・校舎面積に重点的な注釈を加えつつ、申請のスケジュールを確認した。

続いて、吉本圭一九州大学大学院人間環境学研究院教育学部門教授が「専門学校の振興とNQF」について講演を行った。配付資料を基に欧州発の国家学位・資格枠組み(NQF)を紹介し、日本がNQFを構築し専門学校の振興を図るための課題を提示した。

講演後小憩を経て、赤池誠章参議院議員・自民党文部科学部会長が入場し、国政報告として、近年の職業教育の振興策の進展について説明が行われるとともに、今後より一層尽力していくとの決意が述べられた。

課程別報告としては清水信一全国高等専修学校協会会長の現状報告と高等課程に関する活動の呼びかけが行われた後、決議(案)が承認された。最後に次期主催協会挨拶が山崎彰一般社団法人埼玉県専修学校各種学校協会会長より行われ、竹井透千葉専各副会長の閉会の言葉で会議が終了した。

閉会后開催された交流会においては、松野博一前文科大臣が来賓挨拶を行い、専修学校各種学校が担っていく職業教育への期待を表明した。続いて河上茂千葉県私学振興議員連盟会長も挨拶を述べた。赤池誠章参議院議員も会議から引き続き参加し、また山谷えり子参議院議員・自民党専修学校等振興議員連盟副会長から送られた祝辞も朗読されるなど交流会は賑々しくも和やかに行われ、全日程が終了した。

なお、採択された決議文は以下の通り。

全国専修学校各種学校総連合会 第59回 南関東ブロック会議 決議文

専修学校各種学校は、長年にわたりわが国の専門人材の育成においてその中心的な役割を果たしてきました。

特に専門学校は、急速なグローバル化と国際競争の下で、わが国の成長産業や地域の活性化を担う専門人材を養成する高等職業教育機関として、内外から大きな注目と期待を集めています。

今後こうした専修学校各種学校に対する国民の理解が深まり、文部科学省や厚生労働省を始めとする国および地方公共団体による一層の支援および振興が行われることを強く求め、以下の事項について決議するとともに全国専修学校各種学校総連合会と連携してその実現を図ります。

1. 産業界と連携し質の高い職業人の育成を図るために制度化された「職業実践専門課程」は今年で5年目を迎え、全国で902校が認定を受け、職業教育に取り組み、その質向上のため不断の努力を継続している。
同制度は都道府県知事が推薦し、文部科学大臣が認定する制度であることに鑑み、全ての都道府県において均一な振興助成が行われるよう国および地方公共団体は連携して財政的支援を含めた抜本的な振興策を具体的に実施すること。
2. 意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により就学を断念することがないように、専門学校が行う授業料減免措置への支援に関する実証研究事業の結果をふまえ、事業終了後は、専門学校生に対し、実効性のある授業料減免支援制度を創設すること。
3. 私立専修学校高等課程に対する経常的経費補助における私立高等学校との格差の是正を図ること。
4. 専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」「専門職短期大学」が学校教育法の一部改正により制度化され、設置基準が制定された。今後職業教育体系の構築による高等教育の複線化をさらに推進するとともに、職業分野の設定や現実的な校地・校舎基準の設定など、より現実的で柔軟な設置基準への改正に努めること。

以上